

別表第1 級別標準職務表（第3条関係）

一般職俸給表（一） 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う一般職員の職務
2級	主任の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う一般職員の職務
3級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
4級	1 課長補佐の職務 2 困難な業務を処理する係長の職務
5級	1 課長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務
6級	困難な業務を所掌する課長の職務
7級	部長の職務
8級	重要な業務を所掌する部長の職務
9級	総長が別に定める
10級	総長が別に定める

一般職俸給表（二） 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 電話交換手の職務 2 一般技能職員（物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。）の職務 3 自動車運転手の職務 4 守衛又は巡視の職務 5 用務員、労務作業員等（以下「用務員等」という。）の職務
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 4 困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 5 数名の用務員等を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う用務員等の職務
3級	1 数名の電話交換手を直接指揮監督する組長又は高度の技能若しくは経験を必要とする電話交換手の職務 2 数名の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 3 数名の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 4 相当数の守衛若しくは巡視を直接指揮監督する守衛長若しくは巡視長又は特に困難な業務を行う守衛若しくは巡視の職務 5 相当数の用務員等を直接指揮監督する主任の職務
4級	1 多数の電話交換手を直接指揮監督する組長の職務 2 多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は特に困難な業務を行う一般技能職員の職務 3 多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務 4 多数の守衛又は巡視を直接指揮監督する守衛長又は巡視長の職務
5級	1 極めて多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務 2 極めて多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務

専門業務職俸給表 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	高度の専門的知識、経験等に基づき専門的業務を行う専門業務職員の職務
2級	1 主任専門業務職員の職務 2 特に高度の専門的知識、経験等に基づき困難な専門的業務を行う専門業務職員の職務
3級	1 上席専門業務職員の職務 2 困難な業務を処理する主任専門業務職員の職務
4級	困難な業務を処理する上席専門業務職員の職務
5級	首席専門業務職員の職務
6級	困難な業務を所掌する首席専門業務職員の職務
7級	総長が別に定める
8級	総長が別に定める

教育職俸給表 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	教務職員の職務
2級	助教又は助手の職務
3級	講師の職務
4級	准教授の職務
5級	教授の職務
6級	総長が別に定める

医療職俸給表（一） 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師の職務 4 理学療法士又は作業療法士の職務 5 歯科衛生士、歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師（以下「歯科衛生士等」という。）の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は歯科衛生士等の職務
3級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 困難な業務を行う主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士又は主任あん摩マッサージ指圧師の職務
4級	1 薬剤部の相当困難な業務を行う主任薬剤師の職務 2 相当困難な業務を行う栄養管理室長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長又は作業療法士長の職務 3 特に困難な業務を行う主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任作業療法士の職務
5級	1 薬剤部の副薬剤部長の職務 2 薬剤部の困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 困難な業務を行う栄養管理室長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
6級	1 困難な業務を行う副薬剤部長の職務 2 特に困難な業務を行う栄養管理室長、診療放射線技師長又は臨床検査技師長の職務
7級	1 特に困難な業務を行う副薬剤部長の職務 2 極めて困難な業務を行う栄養管理室長、診療放射線技師長又は臨床検査技師長の職務
8級	薬剤部の長の職務

医療職俸給表（二） 級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 看護師の職務 2 保健師又は助産師の職務
3 級	看護師長の職務
4 級	副看護部長又は困難な業務を処理する看護師長の職務
5 級	看護部長又は困難な業務を処理する副看護部長の職務
6 級	困難な業務を処理する看護部長の職務
7 級	特に困難な業務を処理する看護部長の職務

指定職標準職務表

標 準 的 な 職 務

別表第2 級別資格基準表（第4条関係）

一般職俸給表（一） 級別資格基準表

試 験		学歴 免許等	職務の級									
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
正 規 の 試 験	Ⅰ 種	大学卒			4	4	2	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
				0	5	9	11	13				
	統一試験	大学卒		3	4	4	2	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
			0	3	7	11	13	15				
	Ⅱ 種	高校卒		8	4	4	2	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
			0	8	12	16	18	20				
Ⅲ 種	高校卒		8	4	4	2	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める	
		0	8	12	16	18	20					
その他		中学卒		9	4	4	2	2	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
			3	12	16	20	22	24				

注）職務の級欄の上段の数字は、「必要在級年数」を、下段の数字は、「必要経験年数」を示す。（以下同じ。）

一般職俸給表（二） 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
技 能 職 員	高校卒		6	別に定める	別に定める	別に定める
		0	6			
	中学卒		9	別に定める	別に定める	別に定める
		0	9			
労務職員（甲）	中学卒		別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
		0				
労務職員（乙）	中学卒		別に定める	別に定める		
		0				

備 考

1 職種欄の各区分は、その区分に応じて次の各号に掲げる者に適用する。

一 技能職員

（1） 電話交換手

（2） 機械工作工、電工（（4）に掲げる者を除く。）、大工、印刷工、製図工、ガラス工等物の製作、

修理、加工等の業務に従事する者

- (3) 自動車運転手
- (4) 建設機械操作手、ボイラー技士、電工（電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行う者に限る。）、溶接工等機器の運転、操作、保守等の業務に従事する者でその就業に必要な免許等の資格を有するもの
- (5) 上記の（2）から（4）までに掲げる者の業務に準ずる技能的業務に従事する者

二 労務職員（甲） 守衛、巡視等監視、警備等の業務に従事する者

三 労務職員（乙） 用務員、労務作業員等庁務又は労務に従事する者

2 次に掲げる者でその者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、その者の学歴免許等の資格にかかわらず、「高校卒」の区分による。

一 前項第1号の（3）に掲げる者

二 前項第1号の（4）に掲げる者

3 前項各号に掲げる者にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許等の資格を取得した時以後のものとする。ただし、総長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

専門業務職俸給表 級別資格基準表

試 験		学歴 免許等	職務の級							
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
正 規 の 試 験	Ⅰ 種	大学卒		5	4	4	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
			0	5	9	13				
	統一試験	大学卒		7	4	4	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
			0	7	11	15				
	Ⅱ 種	高校卒		9	4	4	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
			3	12	16	20				
そ の 他		大学卒		7	4	4	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
			0	7	11	15				
		中学卒		9	4	4	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
			7	16	20	24				

教育職俸給表 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
教授	大学卒				3		別に定める
				0	9	16	
	短大卒				3		別に定める
				0	12	19	
准教授	大学卒			6	3		
			0	6	9		
	短大卒			6	3		
			0	9	12		
講師	大学卒			6			
			0	6			
	短大卒			6			

			0	9			
助教 助手	大学卒						
			0				
	短大卒		2.5				
		0	2.5				
教務職員	大学卒						
		0					
	短大卒						
		0					

医療職俸給表（一） 級別資格基準表

職種	学歴 免許等	職務の級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
薬剤師	大学卒			5	3	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
			0	5	8				
	短大卒		2.5	5	3	別に 定める	別に 定める	別に 定める	別に 定める
		0	2.5	8	11				
栄養士	大学卒			5	3	別に 定める	別に 定める		
			0	5	8				
	短大卒		2.5	5	3	別に 定める	別に 定める		
		0	2.5	8	11				
診療放射線技師	大学卒			5	3	別に 定める	別に 定める		
			0	5	8				
	短大3卒		1	5	3	別に 定める	別に 定める		
		0	1	6	9				
臨床検査技師	大学卒			5	3	別に 定める	別に 定める		
			0	5	8				
	短大3卒		1	5	3	別に 定める	別に 定める		
		0	1	6	9				
衛生検査技師	大学卒			5	3				
			0	5	8				
	短大卒		2.5	5	3				
		0	2.5	8	11				
臨床工学技士	大学卒			5	3	別に 定める			
			0	5	8				
	短大3卒		1	5	3	別に 定める			
		0	1	6	9				
理学療法士 作業療法士	大学卒			5	3	別に 定める			
			0	5	8				
	短大3卒		1	5	3	別に 定める			
		0	1	6	9				
視能訓練士	大学卒			5	3	別に 定める			
			0	5	8				
	短大3卒		1	5	3	別に 定める			
		0	1	6	9				
言語聴覚士	大学卒			5	3	別に 定める			
			0	5	8				
	短大3卒		1	5	3	別に 定める			
		0	1	6	9				
義肢装具士	短大3卒		1	5	3	別に 定める			
		0	1	6	9				
歯科衛生士	短大卒		2.5	5	別に 定める	別に 定める			
		0	2.5	8					

	高校 専攻科卒		4	5	別に 定める	別に 定める			
		0	4	9					
歯科技工士	短大卒		2.5	5	別に 定める	別に 定める			
		0	2.5	8					
	高校卒		5	5	別に 定める	別に 定める			
		0	5	10					
あん摩マッ サー 指圧師 はり師 きゆう師 柔道整復師	短大3卒		1	5	別に 定める	別に 定める			
		0	1	6					
	短大2卒		2.5	5	別に 定める	別に 定める			
		0	2.5	8					
	高校卒		5	5	別に 定める	別に 定める			
		0	5	10					
	短大卒		別に 定める	別に 定める					
		0							
その他	高校卒		別に 定める	別に 定める					
		0							
	中学卒		別に 定める	別に 定める					
		4							

備 考 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、総長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

医療職俸給表（二） 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
保健師 助産師 看護師	大学卒			5	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	5				
	短大卒			7	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
			0	7				
准看護師	准看護師養成 所卒							
		0						

備 考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、総長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第3 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基 準	学歴区分	
学歴区分		

1 大学卒	一 博士課程修了 (大学6卒後相当)	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了(大学6卒後のものに限る。) (2) 学校教育法による大学院課程の修了(修士の学位を取得後若しくは博士課程(前期2年及び後期3年の区分を設けないものに限る。))において修士課程修了の要件を満たしていると認められた後に医学又は歯学に関する課程を修了した者に限る。) (3) 学校教育法第104条第2項の規定による博士の学位(医学又は歯学に関する学位に限る。) (4) 外国における博士の学位に相当する学位(通算修学年数が22年以上で、医学又は歯学に関する学位に限る。) (5) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	二 博士課程修了	(1) 学校教育法による大学院博士課程の修了 (2) 学校教育法第104条第2項の規定による博士の学位 (3) 外国における博士の学位に相当する学位(通算修学年数が21年以上となるものに限る。) (4) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	三 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 学校教育法による大学院の博士課程(前期2年及び後期3年の区分を設けないものに限る。))において修士課程修了の要件を満たしていると認められたもの (3) 外国における修士の学位に相当する学位(通算修学年数が18年以上となるものに限る。) (4) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	四 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	五 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。))又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	六 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	七 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	二 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中等部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

経 歴		換 算 率
国家公務員、特定独立行政法人の職員、地方公務員、公庫等の職員、国立大学法人の職員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	教職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下（部内の他の教職員との均衡を著しく失する場合は、100/100 以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	教職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100/100 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が教職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100/100 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が教職員としての職務に役立つと認められるもの	50/100 以下（部内の他の教職員との均衡を著しく失する場合は、80/100 以下）
	その他の期間	25/100 以下（部内の他の教職員との均衡を著しく失する場合及び教育職俸給表の適用を受ける教職員に適用する場合は、50/100 以下）

備 考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が教職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が教職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を 80/100 以下（部内の他の教職員との均衡を著しく失する場合は、100/100 以下）とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、教職員としての職務に役立つと認められる期間で総長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を総長が別に定める。

別表第5 修学年数調整表（第7条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒（16年）	短大卒（14年）	高校卒（12年）	中学卒（9年）
博士課程修了 （大学6卒後相当）	22年	+6年	+8年	+10年	+13年
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年

短大2卒	14年	－2年		＋2年	＋5年
短大1卒	13年	－3年	－1年	＋1年	＋4年
高校専攻科卒	13年	－3年	－1年	＋1年	＋4年
高校3卒	12年	－4年	－2年		＋3年
高校2卒	11年	－5年	－3年	－1年	＋2年
中学卒	9年	－7年	－5年	－3年	

備 考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「＋」の年数は加える年数を、「－」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について総長が別段の定めをした教職員については、総長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

一般職俸給表（一） 初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般	正規の試験		1級25号俸
	その他	高校卒	1級1号俸

一般職俸給表（二） 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級17号俸
	中学卒	1級9号俸
労務職員（甲）		1級17号俸から1級49号俸まで
労務職員（乙）		1級1号俸から1級29号俸まで

備 考

- 1 職種欄の各区分については、別表第2の一般職俸給表（二）級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 2 別表第2の一般職俸給表（二）級別資格基準表の備考第2項に規定する職員に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については同項の規定を、同表の備考第3項に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については同表の備考第3項の規定を準用する。
- 3 職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第11条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める

号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員（甲）	11年以上20年未満	1級53号俸から1級73号俸まで
	20年以上	1級77号俸及び1級81号俸まで
労務職員（乙）	8年以上14年未満	1級33号俸から1級45号俸まで
	14年以上	1級49号俸から1級57号俸まで

注）経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

- 4 職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「1級1号俸から1級33号俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員（乙）	9年以上18年未満	1級37号俸から1級57号俸まで
	18年以上	1級61号俸から1級69号俸まで

注）経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

- 5 別表第2の一般職俸給表（二）級別資格基準表の備考第1項第1号の（2）から（5）までに掲げる者のうち、新たに職員となった者でその職務の級を1級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第11条の規定の適用については、1級17号俸から1級29号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。
- 6 前項の規定の適用を受けた職員については、第13条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第14条第1項の規定を適用する場合には、同項中「5年を超える経験年数」とあるのは「2年を超える経験年数」と、同項第4号中「経験年数」とあるのは「経験年数から3年を減じた経験年数」とする。
- 7 この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。

専門業務職俸給表 初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験		1級9号俸
その他	大学卒	1級9号俸

教育職俸給表 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教 助手	博士課程修了（大学6卒後相当）	2級37号俸
	博士課程修了	2級31号俸
	修士課程修了 大学6卒 専門職学位課程修了	2級13号俸
	大学卒	2級 1号俸

教務職員	博士課程修了（大学6 卒後相当）	1 級 4 9 号俸
	博士課程修了	1 級 4 3 号俸
	修士課程修了 大学6 卒 専門職学位課程修了	1 級 2 5 号俸
	大学卒	1 級 1 3 号俸
	短大卒	1 級 1 号俸

医療職俸給表（一） 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大 学 卒	2 級 1 号俸
栄養士	大 学 卒	2 級 1 号俸
	短 大 卒	1 級 1 1 号俸
診療放射線技師	大 学 卒	2 級 1 号俸
	短大3 卒	1 級 1 7 号俸
臨床検査技師	大 学 卒	2 級 1 号俸
	短大3 卒	1 級 1 7 号俸
衛生検査技師	大 学 卒	2 級 1 号俸
	短 大 卒	1 級 1 1 号俸
臨床工学技士	大 学 卒	2 級 1 号俸
	短大3 卒	1 級 1 7 号俸
理学療法士 作業療法士	大 学 卒	2 級 1 号俸
	短大3 卒	1 級 1 7 号俸
視能訓練士	大 学 卒	2 級 1 号俸
	短大3 卒	1 級 1 7 号俸
言語聴覚士	大 学 卒	2 級 1 号俸
	短大3 卒	1 級 1 7 号俸
義肢装具士	短大3 卒	1 級 1 7 号俸
歯科衛生士	短 大 卒	1 級 1 1 号俸
	高校専攻科卒	1 級 7 号俸
歯科技工士	短 大 卒	1 級 1 1 号俸
	高 校 卒	1 級 1 号俸
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	短大3 卒	1 級 1 7 号俸
	短大2 卒	1 級 1 1 号俸
	高 校 卒	1 級 1 号俸
その他	高 校 卒	1 級 1 号俸

備考

- 別表第2の医療職俸給表（一）級別資格基準表の備考に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の規定を準用する。
- 義肢装具士法第14条第3号の規定に該当して義肢装具士となった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、総長が別に定める。

医療職俸給表（二） 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師 助産師	大 学 卒	2級 1 1 号俸
	短大 3 卒	2級 5 号俸
看護師	短大 3 卒	2級 5 号俸
	短大 2 卒	2級 1 号俸
准看護師	准看護師養成所卒	1級 1 号俸

備考

- 1 この表の「准看護師養成所卒」については、別表第2の医療職俸給表（二）級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 2 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2の医療職俸給表（二）級別資格基準表の備考第2項の規定を準用する。
- 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

別表第7 昇格時号俸対応表（第二十条関係）

一般職俸給表(一)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	14	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15	14
38	6	22	22	30	30	23	25	15	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16	15
42	10	26	26	34	34	25	27	16	
43	11	27	27	35	35	26	28	16	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	29	17	
46	14	30	30	38	38	27	29		
47	15	31	31	39	39	28	30		
48	16	32	32	40	40	28	30		
49	17	33	33	41	41	29	31		
50	18	34	34	42	41	29	31		

51	19	35	35	43	42	29	32		
52	20	36	36	44	42	30	32		
53	21	37	37	45	43	30	33		
54	22	38	38	46	43	30	33		
55	23	39	39	47	44	31	34		
56	24	40	40	48	44	31	34		
57	25	41	41	49	45	31	35		
58	25	41	42	50	45	32	35		
59	26	42	43	51	46	32	36		
60	26	42	44	52	46	32	36		
61	27	43	45	53	47	33	37		
62	27	43	45	54	47	33			
63	28	44	45	55	48	34			
64	28	44	46	56	48	34			
65	29	45	46	57	49	35			
66	29	45	46	58	49	35			
67	30	46	47	59	50	36			
68	30	46	47	60	50	36			
69	31	47	47	61	51	37			
70	31	47	48	62	51	37			
71	32	48	48	63	52	38			
72	32	48	48	64	52	38			
73	33	49	49	65	53	39			
74	33	49	49	66	54	39			
75	33	49	49	67	55	40			
76	34	49	50	68	56	40			
77	34	50	50	69	57	41			
78	34	50	50	70	58				
79	35	50	51	71	59				
80	35	50	51	72	60				
81	35	51	51	73	61				
82	36	51	52	74	62				
83	36	51	52	75	63				
84	36	51	52	76	64				
85	37	52	53	77	65				
86	37	52	53	78					
87	38	52	53	79					
88	38	52	53	80					
89	39	53	54	81					
90	39	53	54	82					
91	40	53	54	83					
92	40	53	54	84					
93	41	53	55	85					
94		54	55						
95		54	55						
96		54	55						
97		54	56						
98		54	56						
99		55	56						
100		55	56						
101		55	57						
102		55	57						
103		55	58						
104		56	58						
105		56	59						
106		56	59						

107		56	60						
108		56	60						
109		57	61						
110		57	61						
111		57	62						
112		57	62						
113		58	63						
114		58							
115		58							
116		58							
117		59							
118		59							
119		59							
120		59							
121		60							
122		60							
123		60							
124		60							
125		61							

一般職俸給表(二)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25

51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	30
60	24	48	32	30
61	25	49	33	31
62	26	49	34	31
63	27	50	35	32
64	28	50	36	32
65	29	51	37	33
66	30	51	38	33
67	31	52	39	33
68	32	52	40	34
69	33	53	41	34
70	34	53	42	34
71	35	54	43	35
72	36	54	44	35
73	37	55	45	35
74	38	55	46	36
75	39	56	47	36
76	40	56	48	36
77	41	57	49	37
78	41	57	50	37
79	42	58	51	37
80	42	58	52	37
81	43	59	53	38
82	43	59	54	38
83	44	60	55	38
84	44	60	56	38
85	45	61	57	39
86	45	61	58	39
87	46	61	59	39
88	46	62	60	39
89	47	62	61	40
90	47	62	61	40
91	48	63	62	40
92	48	63	62	40
93	49	63	63	41
94	49	64	63	41
95	50	64	64	41
96	50	64	64	42
97	51	65	65	42
98	51	65	65	42
99	52	65	66	43
100	52	65	66	43
101	53	66	67	43
102	53	66	67	
103	53	66	68	
104	54	66	68	
105	54	67	69	
106	54	67	70	

107	55	67	71	
108	55	67	72	
109	55	68	73	
110	56	68	73	
111	56	68	74	
112	56	68	74	
113	57	69	75	
114	57	69	75	
115	58	69	76	
116	58	69	76	
117	59	70	77	
118	59	70	78	
119	60	70	79	
120	60	70	80	
121	61	71	81	
122		71	82	
123		71	83	
124		71	84	
125		72	85	
126		72	85	
127		72	86	
128		72	86	
129		73	87	
130		73	87	
131		73	88	
132		74	88	
133		74	89	
134		74		
135		75		
136		75		
137		75		

専門業務職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	2	2	1	1
15	1	1	3	3	3	1	1
16	1	1	4	4	4	1	1
17	1	1	5	5	5	1	1
18	1	2	6	6	6	2	1
19	1	3	7	7	7	3	1
20	1	4	8	8	8	4	1
21	1	5	9	9	9	5	1
22	1	6	10	10	10	6	2
23	1	7	11	11	11	7	3
24	1	8	12	12	12	8	4
25	1	9	13	13	13	9	5
26	1	10	14	14	14	10	6
27	1	11	15	15	15	11	7
28	1	12	16	16	16	12	8
29	1	13	17	17	17	13	9
30	1	14	18	18	18	13	10
31	1	15	19	19	19	13	11
32	1	16	20	20	20	13	12
33	1	17	21	21	21	14	13
34	2	18	22	21	22	14	13
35	3	19	23	22	23	14	13
36	4	20	24	22	24	14	14
37	5	21	25	23	25	15	14
38	6	22	26	23	25	15	14
39	7	23	27	24	26	15	15
40	8	24	28	24	26	15	15
41	9	25	29	25	27	16	15
42	10	26	30	25	27	16	
43	11	27	31	26	28	16	
44	12	28	32	26	28	16	
45	13	29	33	27	29	17	
46	14	29	34	27	29		
47	15	30	35	28	30		
48	16	30	36	28	30		
49	17	31	37	29	31		

50	18	31	38	29	31		
51	19	32	39	29	32		
52	20	32	40	30	32		
53	21	33	41	30	33		
54	22	33	41	30	33		
55	23	34	41	31	34		
56	24	34	42	31	34		
57	25	35	42	31	35		
58	25	35	42	32	35		
59	26	36	43	32	36		
60	26	36	43	32	36		
61	27	37	43	33	37		
62	27	37	44	33			
63	28	37	44	34			
64	28	38	44	34			
65	29	38	45	35			
66	29	38	45	35			
67	30	39	46	36			
68	30	39	46	36			
69	31	39	47	37			
70	31	40	47	37			
71	32	40	48	38			
72	32	40	48	38			
73	33	41	49	39			
74	33	41	49	39			
75	34	41	50	40			
76	34	42	50	40			
77	35	42	51	41			
78	35	42	51				
79	36	43	52				
80	36	43	52				
81	37	43	53				
82	37		54				
83	38		55				
84	38		56				
85	39		57				
86	39		57				
87	40		58				
88	40		58				
89	41		59				
90	41						
91	42						
92	42						
93	43						

教育職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	1
19	3	1	7	1
20	4	1	8	1
21	5	1	9	1
22	6	2	10	1
23	7	3	11	1
24	8	4	12	1
25	9	5	13	1
26	10	6	14	1
27	11	7	15	1
28	12	8	16	1
29	13	9	17	1
30	14	10	18	2
31	15	11	19	3
32	16	12	20	4
33	17	13	21	5
34	18	14	22	6
35	19	15	23	7
36	20	16	24	8
37	21	17	25	9
38	22	18	26	10
39	23	19	27	11
40	24	20	28	12
41	25	21	29	13
42	26	22	30	14
43	27	23	31	15
44	28	24	32	16
45	29	25	33	17
46	29	26	34	18
47	30	27	35	19
48	30	28	36	20
49	31	29	37	21
50	31	30	38	21

51	32	31	39	22
52	32	32	40	22
53	33	33	41	23
54	33	33	41	23
55	33	33	42	24
56	34	34	42	24
57	34	34	43	25
58	34	34	43	25
59	35	35	44	25
60	35	35	44	26
61	35	35	45	26
62	36	36	46	26
63	36	36	47	27
64	36	36	48	27
65	37	37	49	27
66	37	37	50	28
67	38	38	51	28
68	38	38	52	28
69	39	39	53	29
70	39	39	54	29
71	40	40	55	30
72	40	40	56	30
73	41	41	57	31
74	41	41	57	31
75	41	42	58	32
76	42	42	58	32
77	42	43	59	33
78	42	43	59	33
79	43	44	60	33
80	43	44	60	34
81	43	45	61	34
82	44	45	61	34
83	44	46	62	35
84	44	46	62	35
85	45	47	63	35
86	45	47	63	36
87	45	48	64	36
88	46	48	64	36
89	46	49	65	37
90	46	49	65	37
91	47	49	66	37
92	47	49	66	37
93	47	50	67	38
94	48	50	67	38
95	48	50	68	38
96	48	50	68	38
97	49	51	69	39
98	49	51	69	39
99	50	51	70	39
100	50	51	70	39
101	51	52	71	40
102	51	52	71	
103	52	52	72	
104	52	52	72	
105	53	53	73	
106	53	53	73	

107	53	53	74	
108	54	54	74	
109	54	54	75	
110	54	54	75	
111	55	55	76	
112	55	55	76	
113	55	55	77	
114	56	56	77	
115	56	56	78	
116	56	56	78	
117	57	57	79	
118	57	57		
119	57	57		
120	57	57		
121	58	58		
122	58	58		
123	58	58		
124	58	58		
125	59	59		
126	59	59		
127	59	59		
128	59	59		
129	60	60		
130	60	60		
131	60	60		
132	60	60		
133	61	61		
134	61	61		
135	61	61		
136	62	62		
137	62	62		
138	62	62		
139	63	63		
140	63	63		
141	63	63		
142	64			
143	64			
144	64			
145	65			
146	65			
147	65			
148	66			
149	66			
150	66			
151	67			
152	67			
153	67			
154	68			
155	68			
156	68			
157	69			

医療職俸給表(一)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2	1
19	1	3	7	3	3	3	1
20	1	4	8	4	4	4	1
21	1	5	9	5	5	5	1
22	2	6	10	6	6	6	1
23	3	7	11	7	7	7	1
24	4	8	12	8	8	8	1
25	5	9	13	9	9	9	1
26	6	10	14	10	10	10	2
27	7	11	15	11	11	11	3
28	8	12	16	12	12	12	4
29	9	13	17	13	13	13	5
30	10	14	18	14	14	14	6
31	11	15	19	15	15	15	7
32	12	16	20	16	16	16	8
33	13	17	21	17	17	17	9
34	14	18	22	18	18	18	10
35	15	19	23	19	19	19	11
36	16	20	24	20	20	20	12
37	17	21	25	21	21	21	13
38	18	22	26	22	22	21	13
39	19	23	27	23	23	22	13
40	20	24	28	24	24	22	13
41	21	25	29	25	25	23	14
42	22	26	30	26	26	23	14
43	23	27	31	27	27	24	14
44	24	28	32	28	28	24	14
45	25	29	33	29	29	25	15
46	26	30	34	30	30	25	15
47	27	31	35	31	31	25	15
48	28	32	36	32	32	26	15
49	29	33	37	33	33	26	16
50	29	34	38	33	33	26	16

51	30	35	39	34	34	27	16
52	30	36	40	34	34	27	16
53	31	37	41	35	35	27	17
54	31	38	42	35	35	28	
55	32	39	43	36	36	28	
56	32	40	44	36	36	28	
57	33	41	45	37	37	29	
58	33	42	46	38	37	29	
59	34	43	47	39	37	30	
60	34	44	48	40	38	30	
61	35	45	49	41	38	31	
62	35	46	50	41	38	31	
63	36	47	51	41	39	32	
64	36	48	52	42	39	32	
65	37	49	53	42	39	33	
66	38	50	54	42	40		
67	39	51	55	43	40		
68	40	52	56	43	40		
69	41	53	57	43	41		
70	41	53	58	44	41		
71	41	54	59	44	42		
72	42	54	60	44	42		
73	42	55	61	45	43		
74	42	55	61	45	43		
75	43	56	62	45	44		
76	43	56	62	45	44		
77	43	57	63	46	45		
78	44	57	63	46	45		
79	44	58	64	46	46		
80	44	58	64	46	46		
81	45	59	65	47	47		
82	45	59	65	47	47		
83	46	60	66	47	48		
84	46	60	66	47	48		
85	47	61	67	48	49		
86		61	67	48			
87		61	68	48			
88		61	68	48			
89		61	69	49			
90		62	70	49			
91		62	71	49			
92		62	72	50			
93		62	73	50			
94		62	73	50			
95		63	74	51			
96		63	74	51			
97		63	75	51			
98		63	75	52			
99		63	76	52			
100		64	76	52			
101		64	77	53			
102		64	77	53			
103		64	78	54			
104		64	78	54			
105		65	79	55			
106			79				

107			80				
108			80				
109			81				
110			81				
111			82				
112			82				
113			83				

医療職俸給表(二)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34

51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40
57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44
64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47
68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	43	
80	64	56	68	60	43	
81	65	57	69	61	43	
82	65	58	70	61	44	
83	66	59	71	62	44	
84	66	60	72	62	44	
85	67	61	73	63	45	
86	67	62	74	63	45	
87	68	63	75	64	45	
88	68	64	76	64	46	
89	69	65	77	65	46	
90	70	66	78	65	46	
91	71	67	79	66	47	
92	72	68	80	66	47	
93	73	69	81	67	47	
94	74	70	82	67		
95	75	71	83	68		
96	76	72	84	68		
97	77	73	85	69		
98	77	74	85	70		
99	78	75	86	71		
100	78	76	86	72		
101	79	77	87	73		
102	79	78	87	73		
103	80	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		

107	81	81	91	76		
108	82	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	83	83	95	79		
112	83	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	84	84	98			
115	84	84	99			
116	84	84	100			
117	85	85	101			
118	85	85	101			
119	85	85	102			
120	85	86	102			
121	86	86	103			
122	86	86	103			
123	86	87	104			
124	86	87	104			
125	87	87	105			
126	87	88				
127	87	88				
128	87	88				
129	88	89				
130	88	89				
131	88	89				
132	88	90				
133	89	90				
134	89	90				
135	89	91				
136	90	91				
137	90	91				
138	90	92				
139	91	92				
140	91	92				
141	91	93				
142	92	93				
143	92	93				
144	92	94				
145	93	94				
146	93	94				
147	93	95				
148	93	95				
149	94	95				
150	94	96				
151	94	96				
152	94	96				
153	95	97				
154	95					
155	95					
156	95					
157	96					
158	96					
159	96					
160	96					
161	97					
162	97					

163	97					
164	98					
165	98					
166	98					
167	99					
168	99					
169	99					

別表第8 昇給号俸数表（第29条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8以上	6	4（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第28号各号に掲げる教職員にあっては、3）	2	0
	4以上	3	2	1	0

備考

この表に定める上段の号俸数は給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける教職員以外の教職員に、下段の号俸数は同号の規定の適用を受ける教職員に適用する。

別表第9 休職期間等換算表（第35条関係）

休職等の期間	換算率
国立大学法人京都大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第15条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3／3以下
就業規則第15条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1／3以下 （結核性疾患によるものである場合にあっては、1／2以下）
就業規則第15条第1項第2号の規定による休職の期間 （無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3／3以下
就業規則第15条第1項第3号の規定による休職の期間	3／3以下
就業規則第15条第1項第4号の規定による休職の期間	2／3以下
国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護規程」という。）第3条第1項の規定による育児休業の期間	3／3以下
育児・介護規程第31条第1項の規定による介護休業の期間	1／2以下
国立大学法人京都大学教職員の自己啓発等休業に関する規程（以下「自己啓発等規程」という。）第2条第4項の規定による自己啓発等休業のうち、教職員の自発的な大学等における修学（教職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）又は国際貢献活動のための休業の期間	3／3以下
自己啓発等規程第2条第4項の規定による自己啓発等休業のうち、教職員の自発的な大学等における修学（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）のための休業の期間	1／2以下